

規制緩和の取り組み

20ft ISOタンクコンテナ（以下ISOタンク）が、国内で最初に一般運用されてから、35年が経過している。今では、ISOタンクは高速道路や鉄道などで良く見かけ、液体物流の効率的な大量輸送を可能にする方法として、ケミカル品はもとより食品輸送で定着している。また、粉体・粒体の積載品についても、その適応範囲を広げている。ISOタンクがここまで成長したのは、ISOタンク関係者が様々な規制緩和と安全技術の向上、運用の実践に試行錯誤を繰り返して努力したからこそで、当社はそのパイオニアとして、そしてその中核として取り組んできたことを自負する。本稿は、限られた紙面で全てに言及できないが、現在に至るまでのISOタンクの当社の主な規制緩和の取り組みの概要を述べる。



ISOタンクの有用性に着目し事業化に向け、ISOタンクの仕様、国際規制等を学習、研究を繰り返して、国内外運用の様々な課題を検討しノウハウを蓄積していた。通達前夜、事業部を立ち上げ、通達発布とともにISOタンクの販売を開始した。

ISOタンク輸送の増加に対する事務の簡素化及び合理化の必要性を理由に、廃止された。その結果、完成検査は代表する1基のISOタンクを車輛に固定した状態での外観検査で良くなったこと等ISOタンクの運用特性に合った18項目について規制が緩和された。

ナ)の自重を差し引くと、正味の内容物重量は16.52tになる。ISOタンクの輸送重量のメリットはなかった。当社は、ISOタンクの輸送重量のメリットをだすべく、車両メーカーにこの件を持掛け、最大積載量24tに対応した車輛開発を、協働で取り組んだ。このような努力の結果、昭和60(1985)年、輸出入貨物に限って、最大積載量24tのISOタンクの国内運用を許可された。平成11(1999)年2月、ISOタンクの最大積載量は輸出入貨物に限って30.48tへ緩和、その後、平成16(2004)年11月、輸出入貨物の条件が撤廃された。輸出入の増加に伴ってトレーラーの横転事故は多発した。また、コンテナシャーシに緊縮された液体内容物を積載したISOタンクはその構造の特性から液体内容物の慣性の力によって、車

昭和

和57(1982)年2月、消防庁は通称19号通達(国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について)において、条件付でISOタンクの国内運用を許可した。1980年代初頭、弊りを見せっていたタンク車事業の後継として、当社は早くから

19号通達は、ISOタンクの国内運用を認めたといい点で画期的だったが、移動タンク貯蔵所としてタンクローリーと同様の規制をしたことは、関係者に多大な負担を強いた。当社は、誠実に運用の実績を蓄積する一方、紳士的に窮状を説明し、当局に条件緩和を要望し続けた。昭和63(1988)年政令第358号、平成元(1989)年自治省令第5号を経緯して、平成4(1992)年53号通達によって19号通達は、国際間の流通の活性化に伴う

を運ぶ。例えば、ISOタンクの重量を3.5tにした場合は、内容物重量は16.82tになる。これに対して、従来は20ftドライコンテナの場合は、コンテナ自重を2.2tにした場合、内容物重量は18.12t、ドラム缶(自重20kg、80ドラム/20ftドライコンテ

の自重を差し引くと、正味の内容物重量は16.52tになる。ISOタンクの輸送重量のメリットはなかった。当社は、ISOタンクの輸送重量のメリットをだすべく、車両メーカーにこの件を持掛け、最大積載量24tに対応した車輛開発を、協働で取り組んだ。このような努力の結果、昭和60(1985)年、輸出入貨物に限って、最大積載量24tのISOタンクの国内運用を許可された。平成11(1999)年2月、ISOタンクの最大積載量は輸出入貨物に限って30.48tへ緩和、その後、平成16(2004)年11月、輸出入貨物の条件が撤廃された。輸出入の増加に伴ってトレーラーの横転事故は多発した。また、コンテナシャーシに緊縮された液体内容物を積載したISOタンクはその構造の特性から液体内容物の慣性の力によって、車

輛運行の安定性を失いやすい危険性がある。当社は過去に2回の横転事故を起こした。危険物流の事業者である当社にとって安全輸送は生命線であることは言及するまでもないが、そのことは大きな課題であった。日常のドライバーの安全教育を徹底する一方、より安全な車輛を探索した。当初は、欧州のメーカーを検討したが、国内法に適合したものがなかったことから日本トレッカス社(車輛メーカー)に共同開発を持ちかけた。平成15(2003)年8月に「横転抑止装置付海上タンクコンテナ積載専用シャーシ」の開発がスタートし、12月にテスト車輛による試乗が行われ、装置の有効性を確認した。翌年3月にはISOタンクを取扱う全事業所に同シャーシを配備した。

また、従来、毒物及び劇物取締法施行令により、無機シアン化合物またはフッ化水素若しくはこれを含有する製剤の運搬については輸送数量が10kg以下に制限されていたが、平成14年(2002)年12月に、運搬容器に関する基準の特例が定められ、IMO基準に適合したISOタンクであれば、容量の制限なく運搬が可能となり、当社が最初にフッ酸の国内輸送を手掛けることができた。これらの規制緩和は、当社が、事務局を努める日本危険物コンテナ協会を通じて、長年に渡り熱心に関係省庁に働きかけたことの大いなる成果であった。

規制緩和の経緯

主な法規制	保安基準(道路運送車輛法)他	消防法	毒物・劇物取締法/高圧ガス保安法
規制概要	車輛	積載式移動タンク貯蔵所	容器
規制緩和の内容	<p>昭和59年(1984)6月受付(経済企画庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総重量24tの20ftタンクコンテナの40ft専用シャーシによる通行を条件付で認める(道路運送車輛法、道路法、道路交通法) <p>昭和60年(1985)(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総重量24tの20ftタンクコンテナ用シャーシを開発 高さ9.6ftの海上コンテナの通行を許可 <p>平成3年(1991)10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ABS装置義務付(大型トラック・危険物運搬トレーラー) <p>平成5年(1993)11月</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結車両総重量(特例) 34t ▶ 36t トレーラー車両総重量 最大20t ▶ 28t <p>平成10年(1998)4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 20ft国際海上コンテナ(輸出入貨物限定) 最大積載量 20ftコンテナ: 20.32t ▶ 24t 40ftコンテナ: 24t ▶ 30.48t <p>平成11年(1999)2月</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ISO20ftタンクコンテナ」フル積載時、危険物運搬用タンクコンテナ(輸出入貨物) 最大積載量: 24t ▶ 30.48t <p>平成15年(2003)8月(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 横転抑止装置付タンクコンテナ積載専用シャーシ開発 <p>平成15年(2003)10月</p> <ul style="list-style-type: none"> セミトレーラー総重量36t、連結車輛総重量44tを上限、必要条件を付して通行を許可 <p>平成16年(2004)11月</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件付きで、3軸のフル積載トレーラーを基準緩和時の第5輪荷重11tのトラック(2軸のエアサス)で牽引可能 	<p>昭和57年(1982)2月</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について」条件付きで運用許可 <p>昭和63年(1988)12月</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物の規制に関する政令の一部を改正 <p>平成元年(1989)2月</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物の規制に関する規則の一部を改正により、積載式移動タンク貯蔵所の技術上の基準の特例を定めた <p>平成4年(1992)6月</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所及び積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について技術上の特例を定めた タンクコンテナの仮貯蔵について、条件付で繰り返し同一場所で仮貯蔵を認めるなどの新指針を定めた <p>平成7年(1995)2月</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的基準に適合した旨の表示がされたタンクコンテナについては完成検査前検査を必要としないことを通達 <p>平成7年(1995)3月</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物規制に関する政令及び省令の一部改正、積載式移動タンク貯蔵所の技術上の基準の特例を定めた各国政府機関の許可書及びこれに類する書類の写しを適用 タンク容量が 20,000ℓ ▶ 30,000ℓ 	<p>毒物・劇物取締法</p> <p>昭和63年(1988)6月(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準その2」で、タンクコンテナの基準を定めた <p>平成14年(2002)12月</p> <ul style="list-style-type: none"> 無機シアン化合物(液体状のものにかぎる)又はフッ化水素若しくはこれを含有する製剤を運搬する容器としてIMOタンクコンテナを認めた <p>高圧ガス保安法(参考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一般高圧ガス保安規則 液化石油ガス保安規則 保安の措置、積載方法、移動方法の技術基準を規定 容器保安規則 タンクコンテナで輸送する場合、規則に基づいた検査に合格した容器照明が必要 <p>平成12年(2000)7月</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入の容器検査に、民間会社等の参入を認めた <p>平成23年(2011)12月(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について(平成10年4月内規を更新)